

(案)

先端医療開発特区(スーパー特区)の選定に係る 評価方法に関する基本的な考え方

平成20年8月26日

健康研究推進会議決定

○ 目的

先端医療開発特区評価委員会において行う先端医療開発特区(以下「スーパー特区」という)の選定に係る評価に関し、基本的な考え方を定め、その適正な実施を図る。

○ 評価の方法

「スーパー特区」への応募課題については、書面による評価(1次評価)、及びヒアリングによる評価(2次評価)を行い、採択候補課題を決定する。

○ 評価項目

評価にあたり以下の項目を考慮する。

- ① 研究実施体制
- ② 目指す成果の社会的意義・有用性
- ③ 研究計画の妥当性、成果の実現可能性
- ④ 研究計画の独創性・特区の活用による相乗的な新規性
- ⑤ 成果実現のための「スーパー特区」の活用方策の有効性・具体性
- ⑥ 研究実績

○ 利益相反の対処

審査に関する利害関係を排除するための規程を設ける。

○ 評価結果の公表

評価終了後の適切な時期に、刊行物、ホームページ等にて公表する。

○ その他

評価に関し必要な詳細事項は、採択評価委員会が定める。

スーパー特区の公募課題の評価方法

